

議案第12号

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、し尿処理事業に地方公営企業法を全部適用するに当たり、関係条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年京田辺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「資する」を「資し、もって環境衛生の向上を図る」に、「及び農業集落排水事業」を「、農業集落排水事業及びし尿処理事業」に改める。

第2条に次の1項を加える。

5　し尿処理事業におけるし尿等受入施設の名称及び位置は、別表第3に定めるとおりとする。

第3条第2項中「及び京田辺市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）」を「並びに京田辺市上下水道事業経営審議会（以下「上下水道事業経営審議会」という。）及び京田辺市し尿等受入施設緑泉園運営審議会（以下「緑泉園運営審議会」という。）」に改める。

第4条第1項及び第2項中「審議会」を「上下水道事業経営審議会」に改め、同条第3項中「委員の」を「前項に規定する委員（以下「上下水道事業経営審議会委員」という。）」に改め、同項ただし書中「委員が」を「上下水道事業経営審議会委員が」に改め、同条第4項中「委員」を「上下水道事業経営審議会委員」に改め、同条第5項中「審議会」を「上下水道事業経営審議会」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（京田辺市し尿等受入施設緑泉園運営審議会）

第4条の2　緑泉園運営審議会は、管理者の諮問に応じ、緑泉園の操業、運営等について必要な事項の調査審議を行う。

2　緑泉園運営審議会は、管理者が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

3　前項に規定する委員（以下「緑泉園運営審議会委員」という。）の任期は

、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、緑泉園運営審議会委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 緑泉園運営審議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、緑泉園運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

し尿等受入施設の名称等

名称	位置
緑泉園	京田辺市草内禅定寺4番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正）

2 京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（平成26年京田辺市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「市長」の次に「又は公営企業管理者（第21条において「市長等」という。）」を加える。

第21条中「市長」を「市長等」に改める。

（京田辺市環境衛生センター設置条例の一部改正）

3 京田辺市環境衛生センター設置条例（昭和53年京田辺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表緑泉園の項を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 下水を排し、処理することにより、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資し、もって環境衛生の向上を図るため、京田辺市に下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及びし尿処理事業をいう。以下同じ。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>し尿処理事業におけるし尿等受入施設の名称及び位置は、別表第3に定めるとおりとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部並びに京田辺市上下水道事業経営審議会（以下「上下水道事業経営審議会」という。）及び京田辺市し尿等受入施設緑泉園運営審議会（以下「緑泉園運営審議会」という。）を置く。</p> <p>(京田辺市上下水道事業経営審議会)</p> <p>第4条 <u>上下水道事業経営審議会</u>は、管理者の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>上下水道事業経営審議会</u>は、管理者が委嘱する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>3 <u>前項に規定する委員</u>（以下「<u>上下水道事業経営審議会委員</u>」という。）の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、<u>上下水道事業経営審議会委員</u>が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 <u>上下水道事業経営審議会委員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、<u>上下水道事業経営審議会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(京田辺市し尿等受入施設緑泉園運営審議会)</p> <p>第4条の2 <u>緑泉園運営審議会</u>は、管理者の諮問に応じ、緑泉園の操業、運営等について必要な事項の調査審議を行う。</p> <p>2 <u>緑泉園運営審議会</u>は、管理者が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 下水を排し、処理することにより、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、京田辺市に下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部及び京田辺市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(京田辺市上下水道事業経営審議会)</p> <p>第4条 審議会は、管理者の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 審議会は、管理者が委嘱する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>し尿処理事業を下水道事業に統合</p> <p>し尿等受入施設の追加</p> <p>緑泉園運営審議会の追加</p> <p>審議会の略称変更</p> <p>審議会委員の略称変更</p> <p>緑泉園運営審議会の追加</p>

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由				
<p>3 前項に規定する委員（以下「<u>緑泉園運営審議会委員</u>」という。）の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、<u>緑泉園運営審議会委員</u>が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 <u>緑泉園運営審議会委員</u>は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、<u>緑泉園運営審議会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>別表第3（第2条関係）</u> し尿等受入施設の名称等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑泉園</td><td>京田辺市草内禅定寺4番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	緑泉園	京田辺市草内禅定寺4番地		
名称	位置					
緑泉園	京田辺市草内禅定寺4番地					
<p>〔京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正（附則第2項関係）〕</p> <p>（一般廃棄物の処理）</p> <p>第12条 市長又は公営企業管理者（第21条において「市長等」という。）は、一般廃棄物処理計画に従って、市の区域内における一般廃棄物を生活の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第21条 市長等は、第12条に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、別表第1に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、<u>市長等</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>市長等</u>は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 市長等は、正当な理由なしに第1項の手数料を納入しない者があるときは、当該手数料が納入されるまでの間、その者に対する一般廃棄物の収集、運搬又は処分を停止することができる。</p> <p>5 <u>市長等</u>は、第17条第3項に定める産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理するときは、当該産業廃棄物を一般廃棄物とみなして手数料を徴収する。</p>	<p>〔京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正（附則第2項関係）〕</p> <p>（一般廃棄物の処理）</p> <p>第12条 市長は、一般廃棄物処理計画に従って、市の区域内における一般廃棄物を生活の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第21条 市長は、第12条に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、別表第1に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 <u>市長</u>は、正当な理由なしに第1項の手数料を納入しない者があるときは、当該手数料が納入されるまでの間、その者に対する一般廃棄物の収集、運搬又は処分を停止することができる。</p> <p>5 <u>市長</u>は、第17条第3項に定める産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理するときは、当該産業廃棄物を一般廃棄物とみなして手数料を徴収する。</p>	公営企業管理者の追加				
〔京田辺市環境衛生センター設置条例の一部改正（附則第3項関係）〕	〔京田辺市環境衛生センター設置条例の一部改正（附則第3項関係）〕	公営企業管理者の追加				

京田辺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 衛生センターの名称及び位置は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甘南備園</td><td>京田辺市田辺ボケ谷58番地</td></tr> <tr> <td>天王碧水園</td><td>京田辺市天王奥別所37番地</td></tr> </tbody> </table> <p>(京田辺市環境衛生センターライフ碧水園運営審議会)</p> <p>第3条 (略) (委任) 第4条 (略)</p>	名称	位置	甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58番地	天王碧水園	京田辺市天王奥別所37番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 衛生センターの名称及び位置は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甘南備園</td><td>京田辺市田辺ボケ谷58番地</td></tr> <tr> <td>天王碧水園</td><td>京田辺市天王奥別所37番地</td></tr> <tr> <td>緑泉園</td><td>京田辺市草内禅定寺4番地</td></tr> </tbody> </table> <p><u>(京田辺市環境衛生センターライフ碧水園運営審議会)</u></p> <p><u>第3条 市長の諮問に応じ、緑泉園の操業、運営等について必要な事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申するため、京田辺市環境衛生センターライフ碧水園運営審議会（以下「緑泉園運営審議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 緑泉園運営審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>5 前各項に定めるもののほか、緑泉園運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>(京田辺市環境衛生センターライフ碧水園運営審議会)</p> <p>第4条 (略) (委任) 第5条 (略)</p>	名称	位置	甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58番地	天王碧水園	京田辺市天王奥別所37番地	緑泉園	京田辺市草内禅定寺4番地	<p>緑泉園を下水道事業に統合</p> <p>緑泉園を下水道事業に統合することによる削除</p> <p>条の繰上げ</p>
名称	位置															
甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58番地															
天王碧水園	京田辺市天王奥別所37番地															
名称	位置															
甘南備園	京田辺市田辺ボケ谷58番地															
天王碧水園	京田辺市天王奥別所37番地															
緑泉園	京田辺市草内禅定寺4番地															